

(1) 利用者負担金

要介護（要支援）認定を受けられた方の居宅介護支援料（ケアプラン料）は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料金（単位数に地域単価11.05乗じた金額）を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日府中市の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。（ひと月あたり）

		単位数	利用料
居宅介護支援費Ⅰ	要介護1・2	1,086	12,000円
（取扱件数45件未満）	要介護3・4・5	1,411	15,591円
居宅介護支援費Ⅱ（取扱件数45件以上60件未満）	要介護1・2	544	6,011円
45件以上60件未満の部分のみ適応	要介護3・4・5	704	7,779円
居宅介護支援費Ⅲ（取扱件数60件以上）	要介護1・2	326	3,602円
60件以上の部分のみ適用	要介護3・4・5	422	4,663円

※看取り期において介護支援専門員が退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者が死亡し、サービス利用に至らなかった場合に居宅介護支援費を請求する場合があります。

(2) 加算料金

(ひと月あたり)

加算種類	内容	単位数	料金
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合	300	3,315円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を受けていること		
(Ⅰ)イ	カンファレンス以外の方法により1回	450	4,972円
(Ⅰ)ロ	カンファレンスにより1回	600	6,630円
(Ⅱ)イ	カンファレンス以外の方法により2回	600	6,630円
(Ⅱ)ロ	2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる	750	8,287円
(Ⅲ)	3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる	900	9,945円
入院時情報連携加算Ⅰ	病院等に入院した日のうちに、病院等の職員に対して、利用者の心身の状況等の情報を提供した場合（入院が営業時間終了後または営業日以外の場合は入院日の翌日を含む、提供方法は問わない）	250	2,760円
入院時情報連携加算Ⅱ	病院等に入院した翌日または翌々日に、病院等の職員に対して、利用者の心身の状況等の情報を提供した場合（入院日から3日目が営業日でない場合その翌日を含む、提供方法は問わない）	200	2,210円
通院時情報連携加算	通院時に同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	50	552円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要な居宅介護サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	200	2,210円

重要事項説明書別紙（裏面）

居宅サービス事業所の利用状況確認書

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ケアプランに位置付けたサービス事業所の利用割合をご説明いたします。

令和 6 年度 下期（9月～2月）

- (1) 前6か月間に作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与が位置付けられたケアプランの占める割合

サービス種別	サービス利用割合 (%)
訪問介護	35 %
通所介護	46 %
地域密着型通所介護	13 %
福祉用具貸与	68 %

- (2) 前6か月間に作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合（上位3位）

サービス種別	サービス事業者名と提供割合 (%)
訪問介護	① ケアチーム大芽 34%
	② ケアリッツ武蔵野台 16%
	③ テルウェル東日本府中介護センター 11%
通所介護	① デイサービスセンターもも寿府中 15%
	② リハデイポナール東府中 13%
	③ ふっとらいふりハビリ生活サービスセンター 9%
地域密着型通所介護	① あおばケアサービス 40%
	② コンパスウォーク府中 16%
	③ リハ・プライド府中 11%
福祉用具貸与	① 株式会社ヤマシタ国分寺 16%
	② レンタルサービスソラスト西東京 12%
	③ サカイ・ヘルス케어三鷹 12%

2025（令和7）年3月